

大川市議会第5回定例会会議録

平成30年12月3日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|----|-----|---|---|---|----|
| 1番 | 馬 | 淵 | 清 | 博 | 10番 | 遠 | 藤 | 博 | 昭 |
| 2番 | 古 | 賀 | 寿 | 典 | 11番 | 水 | 落 | 常 | 志 |
| 3番 | 箴 | 島 | か | おる | 12番 | 吉 | 川 | 一 | 寿 |
| 4番 | 宮 | 崎 | 稔 | 子 | 13番 | 古 | 賀 | 龍 | 彦 |
| 5番 | 龍 | | 誠 | 一 | 14番 | 川 | 野 | 栄 | 美子 |
| 6番 | 池 | 末 | 秀 | 夫 | 15番 | 永 | 島 | | 守 |
| 7番 | 内 | 藤 | 栄 | 治 | 16番 | 平 | 木 | 一 | 朗 |
| 8番 | 福 | 永 | | 寛 | 17番 | 岡 | | 秀 | 昭 |
| 9番 | 石 | 橋 | 正 | 毫 | | | | | |

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

| | | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|---|----|
| 市 | | 長 | 倉 | 重 | 良 | 一 |
| 副 | 市 | 長 | 石 | 橋 | 徳 | 治 |
| 教 | 育 | 長 | 記 | 伊 | 哲 | 也 |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | | |
| (兼) | 会 | 計 | 課 | 長 | 堤 | 稔彦 |
| 消 | | 防 | 長 | 田 | 中 | 嘉親 |
| 人 | 事 | 秘 | 書 | 課 | 長 | 馬 |
| | | | | | 淵 | 嘉臣 |
| 総 | 務 | 課 | 長 | | | |
| (併) | 選挙 | 管理 | 委員会 | 事務局 | 長 | 古 |
| | | | | | | 賀 |
| | | | | | | 収 |

| | |
|--------------------------------------|---------|
| 企 画 課 長 | 橋 本 浩 一 |
| 農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 中 島 聖 佳 |
| 上 下 水 道 課 長 | 佐 田 重 徳 |
| 学 校 教 育 課 長 | 石 橋 正 隆 |
| 監 査 事 務 局 長 | 岡 貴 代 美 |

3. 本議会の書記は次のとおりである。

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 石 橋 英 治 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 吉 田 嘉 久 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 近 藤 美 和 子 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 山 本 希 |

4. 付議事件

- 1. 開 会 の 宣 告
- 1. 会 期 の 決 定
- 1. 諸 般 の 報 告
- 1. 議 案 の 上 程

報告第9号 専決処分の報告について（市道穴ぼこによるタイヤ損傷に係る損害賠償）

報告第10号 専決処分の報告について（建物明渡等請求事件）

報告第11号 専決処分の報告について（部活動中における相手方車両の損害賠償）

議案第60号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第61号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第63号 大川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 大川市下水道施設整備基金条例を廃止する条例の制定について

- 議案第65号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第66号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 大川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 平成30年度大川市一般会計補正予算
- 議案第69号 平成30年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第70号 平成30年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案第71号 平成30年度大川市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第72号 平成30年度大川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第73号 平成30年度大川市上水道事業会計補正予算
- 議案第74号 久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 議案第75号 財産の取得について
- 議案第76号 市道路線の認定について

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

(報告第9号～第11号)

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第75号)

午前9時30分 開会

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。12月に入り、きょうはちょっと雨が降っておりまして、気温も随分下回りました。声を聞かれて皆さんおわかりと思いますが、私もちょっと風邪を引きまして、お聞き苦しい点があるかと思いますが、どうぞお許しくださいます。

各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第5回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第9号 専決処分の報告について（市道穴ぼこによるタイヤ損傷に係る損害賠償）など20件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から12月14日までの12日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの12日間と決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、先に配付いたしました日程表のとおりにいたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果並びに定期監査について、監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、これらの内容につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時32分 休憩

午前9時58分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案20件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、報告第9号 専決処分の報告について（市道穴ぼこによるタイヤ損傷に係る損害賠償）から、議案第76号 市道路線の認定についてまでの案件20件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。

本日ここに、平成30年第5回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用な中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、この議会に提案しております議案は20件であります。その内訳は、報告3件、条例議案8件、予算議案6件、その他3件であります。

まず、報告第9号から報告第11号 専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第60号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第61号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

両議案とも、人事院が8月10日に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与に関し勧告を行い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても、国家公務員に準じて、大川市長、副市長及び教育長の給与について、並びに大川市職員の給与について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第62号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県人事委員会が9月19日に県議会及び県知事に対して、県職員の給与に関し勧告を行い、県が県費負担教職員を含む県職員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても、県費負担教職員に準じて、市費負担教職員の給与について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第63号 大川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第65号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてまで、一括して御説明申し上げます。

3議案とも、平成31年4月1日から予定しております下水道事業への地方公営企業法の適用に関連するものでありまして、下水道事業特別会計並びに大川市下水道施設整備基金を廃止するための所要の改正を行い、新たに地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるための条例制定を行おうとするものであります。

次に、議案第66号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、下水道排水設備指定工事店の指定基準について、大川市暴力団排除条例第6条に基づく暴力団もしくは暴力団員、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を工事店の指定から排除するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第67号 大川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会の議決を要する損害賠償の額について、地方公営企業法の適用を予定しております下水道事業との整合性を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第68号 平成30年度大川市一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正をお願いするものでありまして、まず、歳入歳出予算の補正からその概要を御説明申し上げます。

各款に計上しております人件費につきましては、職員の給与改定及び異動等に伴う調整をしようとするものであります。

総務費につきましては、国県支出金等過年度分返還金88,035千円を計上いたしております。

民生費につきましては、障害者自立支援給付費26,990千円、年金システム改修業務委託料918千円、障害児童発達支援給付費23,000千円、保育所等整備事業費補助金16,058千円を計上いたしております。

衛生費につきましては、福岡県南広域水道企業団第2期拡張事業費等負担金300千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農業振興対策事業費補助金239千円、農地集積・集約化対策事業費補助金1,986千円、経営所得安定対策等推進事業費補助金267千円、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金2,173千円を計上いたしております。

土木費につきましては、下水道事業特別会計繰出金9,276千円を計上いたしております。

教育費につきましては、小・中学校のブロック塀等の安全対策工事費6,010千円を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、漁港施設に係る災害復旧工事費15,000千円を計上いたしております。

以上によりまして、今回の補正総額は166,521千円となっておりますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債をもって充当する次第であります。

次に、地方債の補正につきましては、対象事業費の追加及び変更に伴い、地方債の追加及び限度額の変更をお願いするものであります。

次に、議案第69号 平成30年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整のほか、国県支出金等過年度分返還金について補正しようとするものであり、これが財源といたしましては県支出金及び繰入金をもって充当する次第であります。

次に、議案第70号 平成30年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、並びに議案第71号 平成30年度大川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、両議案とも歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整をしようとするものであります。

次に、議案第72号 平成30年度大川市下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整のほか、消費税の申告納付に際し、納付すべき消費税に不足が生じたので、消費税について補正しようとするものであります。

次に、議案第73号 平成30年度大川市上水道事業会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整をしようとするものであります。

次に、議案第74号 久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について、御説明申し上げます。

本議案は、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する消防に関する事務に大川市に係るものを追加し、久留米広域市町村圏事務組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号 財産の取得について、御説明申し上げます。

本議案は、統合中学校であります大川桐英中学校並びに大川桐薫中学校の建設に伴う家具の取得に関するものでありまして、統合中学校家具購入の契約を締結するに当たり、大川市

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号 市道路線の認定につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第9号 専決処分の報告について（市道穴ぼこによるタイヤ損傷に係る損害賠償）、報告第10号 専決処分の報告について（建物明渡等請求事件）、報告第11号 専決処分の報告について（部活動中における相手方車両の損害賠償）、議案第75号 財産の取得についての以上4件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、報告第9号から報告第11号までの3件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第9号から報告第11号については、以上で御了承のほどお願いいたします。

次に、議案第75号 財産の取得についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第75号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、この際、お諮りいたします。あす12月4日と5日の2日間は、議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は、来る12月6日の午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えておきます。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時11分 散会